

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第25号
事故等種類	衝突（えい航索）
発生日時	平成22年4月9日 03時37分ごろ
発生場所	新潟県村上市岩船港 岩船港第2西防波堤灯台から真方位195°50m 付近 (概位 北緯38°11.0′ 東経139°25.0′)
事故等調査の経過	平成22年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第十一福丸、75トン 120122、株式会社福田組 B 起重機船 第二海鵬、713.41トン なし、株式会社福田組 長さ40.0m、幅14.0m、深さ3.7m C 漁船 裕栄丸、5.0トン NG2-2086（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） C 船長C、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし C 船体両舷に破口及び濡損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、作業員5人が乗船したB船をえい航して引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、法定灯火を表示して岩船港内を約5.9ノット（kn）の速力で南西進中、C船は、船長Cが1人で乗り組み、岩船港内を約6～7knの速力で南西進中、平成22年4月9日03時37分ごろ、第2西防波堤南端付近でA船引船列のえい航索とC船の右舷船首部が衝突した。 その後、B船の左舷船首部アンカーとC船の右舷船首部とが衝突し、C船が転覆した。 C船は、A船引船列により、岩船港にえい航された。 船長Cは、落水し、B船に救助されて病院に搬送されたが、負傷等は無かった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻は05時18分ごろ
その他の事項	船長Aは、目視により見張りをしていた。 船長Cは、目視により見張りをしていた。 船長Cは、救命胴衣を出港時から着用していた。 船長Cは、A船の灯火を認めたが、B船の船体、灯火及びえい航索に気

	<p>付かなかった。</p> <p>船長Cは、A船が通過したのでA船の船尾方を航行しようとして右転したところ、衝撃音を聞いた。</p> <p>C船は、B船のクレーンで吊り上げられた際、吊り上げ用のロープが船体に食い込んで損害が拡大したため、全損処理された。</p>								
分析	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">乗組員等の関与</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">あり</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">船体・機関等の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">気象・海象の関与</td> <td style="padding: 5px;">なし</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判明した事項の解析</td> <td style="padding: 5px;"> <p>A船引船列及びC船は南西進中、岩船港の第2西防波堤南端付近でA船引船列のえい航索とC船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Cは、A船の灯火を認めていたが、B船の存在等に気付かなかったことから、A船が表示していた灯火が理解できず、A船が船舶等をえい航していることが分からなかったものと考えられる。</p> <p>船長Cは、衝突後に初めてB船に気付いたことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Cは、B船及びえい航索に気付かず、A船が通過したのでA船の船尾方を航行しようとして右転したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船引船列及びC船は南西進中、岩船港の第2西防波堤南端付近でA船引船列のえい航索とC船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Cは、A船の灯火を認めていたが、B船の存在等に気付かなかったことから、A船が表示していた灯火が理解できず、A船が船舶等をえい航していることが分からなかったものと考えられる。</p> <p>船長Cは、衝突後に初めてB船に気付いたことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Cは、B船及びえい航索に気付かず、A船が通過したのでA船の船尾方を航行しようとして右転したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船引船列及びC船は南西進中、岩船港の第2西防波堤南端付近でA船引船列のえい航索とC船が衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Cは、A船の灯火を認めていたが、B船の存在等に気付かなかったことから、A船が表示していた灯火が理解できず、A船が船舶等をえい航していることが分からなかったものと考えられる。</p> <p>船長Cは、衝突後に初めてB船に気付いたことから、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Cは、B船及びえい航索に気付かず、A船が通過したのでA船の船尾方を航行しようとして右転したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、岩船港において、A船引船列及びC船が南西進中、船長Cが、A船が船舶等をえい航していることが分からず、また、適切な見張りを行っていなかったため、B船及びえい航索に気付かず、A船の船尾方を航行しようとして右転し、C船とえい航索とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								